

令和8年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和8年3月2日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 3月2日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	12 〃	滝 沢 幸 映 君
6 〃	中 村 忠 靖 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	星 哲 夫 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	白 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	北 沢 明 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	川 島 徳 夫 君
子 ど も 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 報告第 2号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 7 議案第 2号 長野広域連合規約の変更について
- 第 8 議案第 3号 坂城町手話言語条例の制定について
- 第 9 議案第 4号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 5号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 6号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 7号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 8号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 9号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第10号 令和8年度坂城町一般会計予算について
- 第16 議案第11号 令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第17 議案第12号 令和8年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第18 議案第13号 令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第19 議案第14号 令和8年度坂城町下水道事業会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

また、12番、滝沢幸映議員から自席及び着席にて質疑、一般質問をいたしたいとの申出があり、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は、理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議員日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（中嶋君） 会議規則第127条の規定により、7番 星 哲夫議員、8番 玉川清史議員、9番 山城峻一議員を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（中嶋君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間といたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日3月3日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（中嶋君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） おはようございます。本日ここに、令和8年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、一昨日、アメリカとイスラエルがイランに対し軍事攻撃を開始したとの報道があり、国際情勢は緊迫した状況となっております。

今後の展開によっては、原油価格や物価の動向など、住民生活や町内企業への影響が懸念されるところであります。

町といたしましても、情報収集に努めながら、必要な対応に万全を期してまいりたいと考えております。

一方、先月、イタリアのミラノ・コルティナにおいて、第26回冬季オリンピック競技大会が開催され、各国の選手が熱戦を繰り広げました。

ひたむきに挑戦する姿は、多くの人々に感動と希望を与えるものであり、スポーツが持つ力、そして挑戦し続ける姿勢の尊さを、改めて実感したところであります。

オリンピックの理念である「スポーツを通じた平和と教育」が、今まさに世界中に求められているとともに、国際社会の相互理解に向けて、一日も早い平和的な解決が図られることを願うところであります。

また、国内に目を向けますと、先月8日に執行されました第51回衆議院議員総選挙を経て、新たな国政体制が発足いたしました。

急な解散から戦後最短と評される短期決戦となりましたが、新しい体制の下、政治の安定と経済の再生、そして持続可能な社会の実現に向けて、スピード感を持ったかじ取りを期待するところでもあります。

さて、本年度は、町の最上位計画である「坂城町第6次長期総合計画前期基本計画」の最終年度を迎え、令和8年度から12年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画の策定を進めてまいりました。

策定に当たりましては、町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」の実現に向け、6つの基本目標に基づく事業の検証を行うとともに、町民アンケート調査も実施し、暮らしの実感やニーズの把握に努めてまいりました。

また、事業検証や素案作成に当たっては、長野大学の先生方に参画いただく中で作業を進め、総合計画審議会による審議を経て、先般、後期基本計画の答申をいただいたところでもあります。

本計画は3月末までに決定・公表し、令和8年度からの5年間は、この後期基本計画を町政運営の基本として施策を着実に推進し、「笑顔があふれ、誰もがいきいきと輝くことができる社会」の実現を目指してまいります。

また、ウェルビーイングの理念を町の施策に取り入れ、町民一人一人の心身の健康だけでなく、人とのつながりや安心、自己実現など、社会的にも満たされた状態を高めていく取組を進めてまいります。

あわせて、暮らしの質の向上を実感できる施策を積み重ね、町民の皆様が「このまちで暮らしてよかった」と感じられる、幸せを実感できるまちづくりに努めてまいりたいと考えているところでもあります。

さて、先月5日、ウェルビーイングなまちづくりの推進に向け、坂城テクノセンターにおいて、町と一般社団法人プラチナ構想ネットワークによる包括連携協定の締結式を執り行いました。

この協定は、町が進める「ウェルビーイングなまちづくりの推進」及び一般社団法人プラチナ構想ネットワークが進める「地球が持続し、豊かで、すべての人の自己実現を可能にするプラチナ社会の実現」という双方の目標に向けて、相互に連携と協力をしていくものであります。

この協定により、地域の活性化と町民サービスの向上を図るとともに、地域のプラチナ社会化を目指してまいります。

次に、町ホームページにつきましては、より分かりやすく、より使いやすい情報発信に向け、リニューアル作業を進めておりましたが、本日より運用を開始いたします。

今回のリニューアルでは、デザインを一新するとともに、必要な情報を探しやすいよう内容を整理し、スマートフォンやタブレットからも閲覧しやすい環境を整備いたしました。

あわせて、災害時などの緊急情報を迅速かつ的確に発信できる機能の強化に加え、年齢や障がいの有無、国籍にかかわらず誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインにも配慮しております。

今後も、本町の魅力や施策、各種手続きなど分かりやすい情報発信に努めてまいります。

次に、葛尾組合において取り組まれている製品プラスチックの収集に対応したリサイクルセンターの建設事業につきましては、令和9年3月の完成に向けて、順調に進められております。

引き続き葛尾組合と連携を図りながら、ごみ排出量の削減や分別の徹底等によるごみの減量に努めるとともに、資源循環の推進に向けて、適正なごみ処理システムやリサイクルシステムの構築を図ってまいります。

続いて、手話言語条例の制定についてであります。

手話は言語であるとの認識の下、手話及び聴覚障がい者等への理解の促進を図るため、町において手話の普及等に関する施策の基本事項を定めるものであります。

障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあい、意思疎通ができる共生社会の実現を目指してまいりたいと考えており、今議会にご審議をお願いするものであります。

次に、新型インフルエンザ等対策行動計画であります。県の計画が改定されたことに伴い、町の計画を改定いたしました。

この計画は、令和2年からの新型コロナウイルス感染症への対応を振り返り、その経験や課題を踏まえ、万が一の感染症危機に備えるもので、治療法やワクチンが開発されていない未知の感染症が発生した場合に、町が推進する対策について定めたものであります。

続いて、物価高騰の影響を受けている町民や町内事業者を支援するため、全町民の皆様に1万円の応援券を配布する「さかきの暮らし応援券事業」につきましては、4月1日からの利用開始に向け、3月末までに応援券をお届けできるよう準備を進めております。

有効期限は8月31日までとしておりますので、お早めにご利用いただければと思っております。

また、物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するため、18歳までの子どもを対象に、1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給いたします。

本日より、対象となる世帯主の方へ順次お知らせ通知を発送し、今月末から支給を開始してまいります。

また、坂木宿ふるさと歴史館と鉄の展示館では、今月29日まで、江戸時代から現代までのひな人形を一堂に集めた「第11回坂城のお雛さま」を開催しております。

県内最大級の享保雛やつるし飾りの展示のほか、ガイドツアーや本物の日本刀に触れることのできる鑑賞会なども併せて開催しておりますので、大勢の皆さんにご覧いただきたいと思っております。

さて、世界の経済情勢につきましては、エネルギー価格や資源価格の変動、地政学的リスクの高まり、各国の金融政策の影響などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

民間の調査研究機関によりますと、国際情勢や通商環境が不安定化する中でも、「世界経済は底堅い成長を維持している」とされております。

その中で、アメリカ経済の先行きは、「関税による下押し圧力はあるものの、減税規模拡大やAI関連投資の拡大が追い風となり、堅調さを維持する」としております。

また、ヨーロッパ経済は、アメリカの対EU政策の不確実性はあるものの、「堅調な雇用・所得環境を背景とした消費の回復に加え、デジタル・グリーン・防衛分野の産業競争力強化に向けた投資の拡大から、回復が続く見通し」としております。

一方、中国については、「新5か年計画に基づき投資・消費の下支え策推進が予想されるが、政策の重点が規模拡大から質の向上にシフトすることで成長率は緩やかに鈍化する見通し」とされております。

次に、国内の状況であります。内閣府による1月末の月例経済報告では、「景気はアメリカの通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復している」とされる一方、「今後の物価動向やアメリカの通商政策をめぐる動向、金融資本市場の変動等に引き続き注意が必要」としております。

また、日銀松本支店が2月上旬に発表した「長野県の金融経済動向」では、「長野県経済は、一部に弱めの動きが見られるものの、持ち直している」との観測が示されており、財務省関東財務局長野財務事務所における県内経済情勢におきましても、「個人消費は緩やかに回復しつつあり、生産活動は持ち直しつつある」との観測で、総括判断として「県内経済は、持ち直している」というところであります。

町内におきましては、1月に実施いたしました町内の主な製造業20社の10～12月期の経営状況調査の結果では、生産量は、3か月前との比較でプラスとした企業が7社で、売上げについてもほぼ同様でありました。

また、本年4月の雇用につきましても、11社が増員予定で、6社が減員分の補充等を予定するなど、全体では122人の増員を予定しており、国や県の観測と同様に持ち直しの動きが伺える結果となっております。

今後も、町内企業の持続的成長を願いつつ、国内外の環境変化などの動向にも十分注意を払い、町内企業の経営状況を注視してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、令和8年度一般会計当初予算（案）について申し上げます。

来年度当初予算につきましては、令和8年度からスタートする第6次長期総合計画後期基本計画によるまちづくりを基本に、ウェルビーイングの実現と、SDGsの達成、デジタル変革への取組を意識した事業の実施と、創意工夫による徹底した経費節減に努める中で、編成を行ったと

ころであります。

歳入歳出予算の総額は80億6千万円で、前年度に対しプラス7.5%、5億6千万円の増額となっております。

まず、歳入といたしまして、町の財政の根幹を担う町税につきましては、税目別に主なものを上げますと、個人町民税は、令和7年長野県毎月勤労統計調査等による雇用の推移、賃金上昇等を加味し、前年度当初予算と比べ6千万円の増額とし、法人町民税は、アメリカの通商政策、円安等による物価高の影響等により、先行きは不透明であるものの、一昨年来、業績が好調に推移している企業も多いことから、前年度当初より1億1千万円の増額を見込み、町民税全体で15億1,360万円を計上いたしました。

また、固定資産税につきましては、土地の下落率や償却資産の減価償却分を考慮する中で、家屋の新築による増額を勘案し、前年度に対し約2,200万円の増額を見込み、町税全体では、前年度対比プラス7.0%、1億9,646万7千円の増となる29億9,033万1千円を計上いたしました。

次に、地方交付税につきましては、国の総額で前年度対比6.5%の増額に加え、給与改定や物価高等に対応した算定により、基準財政需要額の増額が見込めるため、普通交付税は、前年度に対し7千万円を増額し、地方交付税全体で11億3千万円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、A01号線道路改良工事に係る社会資本整備総合交付金の減額などにより、1億9,715万3千円の減となる6億7,542万7千円を計上し、県支出金につきましては、8年度から建設予定の新複合施設建設事業に係る都市構造再編集集中支援事業交付金の増額などにより、1億8,767万2千円の増となる5億8,015万7千円を計上いたしました。

繰入金につきましては、新複合施設建設事業に係る保健福祉等複合施設整備基金の繰入れのほか、ふるさとまちづくり基金、減債基金、財政調整基金からの繰入れなど、全体で13億4,568万4千円を計上いたしました。

また、町債につきましては、道路改良事業などに伴う公共事業等債や緊急自然災害防止対策事業債など、総額で2億2,920万円を計上したところであります。

次に、歳出であります。投資的経費につきましては、新複合施設建設に係る用地代、建設工事費や橋梁修繕事業などで14億5,999万5千円とし、義務的経費につきましては、人件費が15億7,932万7千円、福祉サービスの給付費や、児童手当、福祉医療などの扶助費につきましては8億3,419万7千円、公債費につきましては5億9,197万9千円を計上いたしました。

また、その他の経費といたしまして、葛尾組合の新リサイクルセンター稼働に伴うプラスチック資源の収集方法の変更に対応するための経費や、デジタル技術を活用した住民サービスの向上

と業務の効率化を図る事業など、35億9,650万2千円を見込んだところであります。

続きまして、令和8年度の主な施策について申し上げます。

まず、環境分野の取組であります。町内公共施設における照明につきまして、令和9年末で蛍光灯が製造・輸出入ともに廃止となることを受け、LED化を計画的に進めてまいります。

まず、防犯灯につきましては、町内全域の状況を改めて調査し、蛍光灯や白熱灯といった交換を必要とする器具類を、年度末までにLED灯に更新したいと考えております。

また、更新に当たりましては、財政負担の平準化と維持管理コストの低減を図るため、10年間のリース方式を採用することとし、令和8年度当初予算に債務負担行為の計上をいたしたところであります。

そのほか、町内小中学校の照明設備につきましても、防犯灯と同様に債務負担行為による10年間のリース方式での更新を計画しているところであります。

小中学校以外の公共施設につきましても、年度を分けて更新を考えており、8年度については、びんぐし湯さん館や鉄の展示館などの更新工事を計画しております。

いずれの工事におきましても、各施設の業務に影響が生じないように配慮しながら実施してまいりたいと考えております。

次に、福祉・健康分野の取組についてであります。町の福祉政策の基本指針を定める各計画について、次期計画の策定に取り組んでまいります。

具体的には、令和8年度末で計画期間が満了となる障害者基本法に基づく「障害者計画」、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の体制確保や目標を定める「障害福祉計画・障害児福祉計画」、さらに、高齢者福祉の推進と介護保険事業計画を一体的に策定する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」について、国の法制度等も踏まえる中で、策定を進めてまいります。

また、近年、猛暑による熱中症リスクが高まっていることを踏まえ、町では、長野県住民税非課税世帯エアコン設置促進事業補助金及び、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活保護世帯と住民税非課税世帯を対象に、エアコン設置費に対する助成を行ってまいります。

本年4月より相談・申請受付を開始し、命と健康を守る生活環境整備の支援を実施してまいります。

また、個人の疾病発症予防や重症化を防ぐために接種する予防接種について、新たに2つの事業を実施してまいります。

1つ目は、妊婦の方を対象とするRSウイルス感染症ワクチン接種について、予防接種法の定期接種に位置づけられることに伴い、実施医療機関において無料で予防接種を受けることができるようにいたします。

妊婦の方が接種されることで、生まれてくる新生児が免疫を獲得することができ、乳児のRS

ウイルス感染症の発症及び重症化の予防につながるものであります。

2つ目は、1歳の幼児を対象とした、おたふくかぜ任意予防接種費用について、助成制度を創設いたします。

おたふくかぜは予防接種法の対象となっていないため、希望者はこれまで全額自己負担により接種を受けている状況でありましたが、新年度からは、町で接種費用のおおむね2分1となる3千円を助成し、感染・重症化を防ぐとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。続いて、子育て・教育分野の取組についてであります。

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための新たな制度として、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」であります。4月から全国の自治体で実施されることになりました。

当町におきましては、南条保育園での実施を予定しており、ただいま準備を進めているところでありますが、誰もが利用しやすい運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、教育施設の整備につきましては、学校トイレの洋式化を令和6年度より段階的に進めております。これまでに全ての小中学校体育館と坂城中学校普通教室部分の整備が完了しており、令和8年度は、坂城小学校トイレの洋式化を検討、計画しております。

今後も児童生徒が安心・清潔に利用できる学校環境の構築に努めてまいります。

続きまして、道路・橋梁整備の取組について申し上げます。

町道A01号線道路改良事業の金井工区は、未施工箇所の道路改良工事を実施し、事業完了に向けて進めてまいります。

また、保地工区は、来年度も引き続き道路拡幅に伴う用地補償契約を進め、可能な箇所から順次工事を実施する予定としております。

さらに、来年度につきましては、新たな事業区間として大口工区の詳細設計を行う計画であり、引き続き安心、安全な道路整備の完了を目指し、事業進捗に取り組んでまいります。

また、坂城地区の町道A01号線舗装修繕事業につきましては、現在、坂城高校南側のコンビニエンスストア付近の道路拡幅工事及び舗装修繕工事を、3月中旬の完成を目指して進めており、来年度も引き続き、舗装修繕工事を延長していく計画であります。

次に、橋梁修繕事業であります。昭和橋修繕工事につきましては、国道側から6連目下流部及び、9連目上流部の主構補修工事及び照明設備工事などを実施し、来年度をもって修繕工事が完了する予定で進めてまいります。

これらインフラ整備に当たりましては、長期間にわたり交通規制となり、皆様には大変ご不便をおかけいたしました。ご理解とご協力をお願いいたします。

また、来年度は、町内110橋及び跨線橋2橋について、5年に一度の点検時期を迎えること

から、近接目視による橋梁点検を実施し、橋梁全体の健全性の確認及び損傷箇所の早期発見など、予防保全型の維持管理に努めるとともに、安全性の向上を図ってまいります。

次に、防災・減災への取組であります。災害用マンホールトイレにつきましては、中核避難所に指定されている各小中学校への整備を順次進めており、令和6年度の村上小学校、今年度の坂城小学校に続き、来年度は南条小学校への整備を予定しております。

また、用水路等の水門につきましては、大雨による急激な水位の上昇にも対応するため、主要な水門の自動化を進めてまいりましたが、8年度では、局地的な大雨にも備え、南条地区の会地排水門と六ヶ郷用水の表樋、払樋の水門遠隔化工事を実施し、安全かつ迅速な水門管理を進めてまいります。

加えて、テクノさかき工業団地内を流れる中之条用水の溢水被害を防ぐため、9年度までの2か年にわたり排水路新設工事を行い、大雨の際、排水を分散させることで被害の軽減を図ってまいります。

続いて、有害獣対策といたしまして、侵入防止柵の設置につきましては、南条地区では新地区、坂城地区では新町区での設置を計画しております。各地区において、ご理解とご協力をいただく中で、侵入防止柵の設置推進を図り、有害獣について被害の防止につなげてまいりたいと考えております。

以上、令和8年度の一般会計当初予算（案）及び主要な施策について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、人事案件が1件、専決報告が2件、広域連合規約の変更が1件、条例の制定及び一部改正が7件、令和8年度の一般会計予算及び特別会計予算3件並びに下水道事業会計予算の計16件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（中嶋君） 監査委員から、例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。また、株式会社まちづくり坂城から、第24期経営状況報告書が提出されております。

議長（中嶋君） 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から、日程第7「議案第2号 長野広域連合規約の変更について」までの3件を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、日程第5から議案第2号まで順次ご説明申し上げます。

まず、日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年6月30日をもって3年間の任期が満了となる田原茂樹氏に、人権擁護委員として引き続きご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

田原氏は、長年民間企業に勤務した後、県内高等学校等において就職支援員や自立支援コーディネーターとして務められ、平成26年7月から人権擁護委員として活動いただいているところであり、その間、平成31年4月から令和4年3月まで、上田人権擁護委員協議会事務局長として活躍され、令和4年4月からは長野県人権擁護委員連合会事務局長として活躍されているところであります。人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であり、よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくお願い申し上げます。

続きまして、専決第2号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和7年10月28日、大字網掛の町道B029号線において、相手型車両が通行中、水路側溝の蓋が外れ、左前輪が脱輪し、ホイールカバー及びフロントバンパーを損傷した事故につきまして、相手型へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分いたしましたものでございます。

続きまして、専決第3号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」ご説明申し上げます。

本件は、2月8日に執行されました衆議院議員総選挙に係る経費について、急を要したことから専決といたしましたものであります。

補正の内容といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,229万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を79億4,213万9千円といたしましたものであります。

歳入の内容といたしましては、衆議院議員選挙事務費に対する県支出金1,229万1千円を増額したものであります。

一方、歳出の内容につきましては、衆議院議員選挙に係る経費1,229万1千円を増額したものであります。

以上、専決処分事項についてご報告いたします。

最後に、議案第2号「長野広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、長野広域連合が運営する高齢者福祉施設につきまして、デイサービスセンター及び在宅介護支援センターの運営が社会福祉法人に移管されていることから、令和8年度から令和12年度までの広域計画の策定に当たり、長野広域連合規約の一部を変更するものであります。

変更の主な内容は、広域連合の処理する事務及び広域計画の項目を規定する第4条及び第5条

について、「高齢者福祉施設等の管理及び運営」から、「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置、管理及び運営」に改めるものであります。

以上であります。

議長（中嶋君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案等調査のため、10分間休憩をいたします。

(休憩 午前10時35分～再開 午前10時45分)

議長（中嶋君） 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）適任」

◎日程第6「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第2号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第3号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

◎日程第7「議案第2号 長野広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（中嶋君） 日程第8「議案第3号 坂城町手話言語条例の制定について」から日程第19「議案第14号 令和8年度坂城町下水道事業会計予算について」までの12件を一括議題として、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読をさせます。

(議会議務局長朗読)

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第3号から第14号まで、続けてご説明申し上げます。

まず、議案第3号「坂城町手話言語条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、聴覚障がいのある人もない人も、誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深め、意思疎通ができる共生社会の実現を目指すため、本条例を制定するものであります。

条例の内容といたしましては、手話が言語であるとの認識の下、全ての町民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、手話言語の理解及び普及を図ることを基本理念に掲げ、町の責務、町民

や聴覚障がい者、手話通訳者等の役割について明らかにするとともに、施策に関する事項を定めるものであります。

次に、議案第4号「坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、県が8年度から、長野県宿泊税を財源とする市町村交付金の交付を開始することから、交付金を積み立て、観光振興事業に活用できる基金を設置するため、坂城町積立基金条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、別表に、坂城町宿泊税交付金基金を新たに加えるものであります。

次に、議案第5号「坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、県が、福祉医療費の支給範囲を拡充することから、町においても同様に拡充するため、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、福祉医療費給付金の支給範囲を定める第6条において、精神がい患者及び精神通院自立支援医療費給付者の精神疾患に関する入院に係る療養給付費を除外する文言を削除するものであります。

次に、議案第6号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、令和8年度に開始される子ども・子育て支援金制度に伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、子ども・子育て支援金として新たに所得割については100分の0.22、均等割については700円、平等割については800円をそれぞれ課税するものであります。

なお、本制度が少子化対策に係るものであることから、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満の子どもに係る支援金の均等割の10割軽減の措置を講じるとともに、税率の改正につきましては、県へ納付する国民健康保険事業費納付金に必要な税額の確保と併せて、国民健康保険基金を活用し、税負担を一定程度に抑えた改正とし、医療分、支援分、介護分の税率は据置きとするものであります。

また、本改正の内容につきましては、2月6日に開催した国民健康保険運営協議会においてご審議を賜り、答申いただいたものであります。

次に、議案第7号「坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、令和7年度税制改正に伴う影響に対応するため、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、税制改正により8年度は課税の判定となる7年度の住民税非課税者に対し、介護保険料の影響分を減免するため、特例規程を定めるものであります。

次に、議案第8号「坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、引用する総務省令の改正に伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、固定資産税の課税が免除されるための総務省令に規定する対象施設の設置期限を令和10年3月31日までに延長するものであります。

次に、議案第9号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額と扶養に係る補償基礎額の加算額を改定するものであります。

次に、議案第10号「令和8年度坂城町一般会計予算について」ご説明申し上げます。

令和8年度坂城町一般会計の歳入歳出予算の総額は80億6千万円で、前年度との比較ではプラス7.5%、5億6千万円の増額となっております。

歳入の主な内容について申し上げますと、初めに、町税のうち、個人町民税は、賃金上昇による増収を見込み6千万円を、法人町民税は、業績が好調に推移している企業も多いことから1億1千万円をそれぞれ増額し、町税全体ではプラス7.0%、1億9,646万7千円の増額となる29億9,033万円1千円を計上しております。

次に、地方交付税のうち、普通交付税につきましては、給与改定や物価高等に対応した算定により、基準財政需要額の増額が見込まれるため、前年度に対し7千万円の増額となる10億7千万円を計上いたしました。

県支出金につきましては、8年度から着工予定の新複合施設建設事業に係る都市構造再編集集中支援事業交付金などにより、1億8,767万2千円の増額となる5億8,015万7千円を計上いたしました。

繰入金につきましては、新複合施設建設事業に係る保健福祉等複合施設整備基金、長野広域連合のごみ処理施設建設公債費等に充当する広域行政事業基金の繰入れのほか、ふるさとまちづくり基金や財政調整基金からの繰入れなど、全体で13億4,568万4千円を計上したところであります。

また、町債につきましては、テクノさかき工業団地の洪水被害対策事業に係る緊急自然災害防止対策事業債、道路改良事業や橋梁修繕事業の公共事業等債などにより、総額で2億2,920万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主な内容であります。投資的経費につきましては、前年度から4億6,702万1千円の増額となる14億5,999万5千円を計上したところで、保健・福祉分野の

施策を推進する基幹的な機能に加え、子育て支援センターや図書館の機能を含む新複合施設建設事業として、工事費等に係る予算を計上し、8年度からの建設を進めてまいります。

また、継続事業のマンホールトイレの整備や町道A01号線道路改良事業、昭和橋等の橋梁修繕事業に加え、8年度から公共施設の照明LED化を順次行ってまいります。

義務的経費につきましては、福祉サービスの給付費や福祉医療などの扶助費については、3.1%の増となる8億3,419万7千円、人件費については、給与等の引上げに伴い、3.1%の増となる15億7,932万7千円、公債費については、3.2%の減となる5億9,197万9千円をそれぞれ計上しております。

その他の経費といたしましては、子育て支援として、産後ケア事業における自己負担額の軽減、RSウイルス感染症やおたふくかぜの予防接種を始めるほか、建設中の葛尾組合新リサイクルセンターの稼働に併せ開始する、プラスチック資源の一括回収に対応するため、必要な経費を計上しております。

また、住宅用の太陽光発電設備などの導入を支援するスマートエネルギー設備設置補助金や、町内への移住者や定住者を促進するため、移住定住促進事業補助金のほか、子どもたちの教育環境等の充実を図るため、学校給食費の無償化を継続するとともに、8年度から完全移行となる中学校の部活動地域移行に係る経費などを含め、35億9,450万2千円を計上しております。

なお、債務負担行為といたしまして、新複合施設建設事業、防犯灯LED化改修業務及び小中学校校舎照明更新業務について計上しております。

以上、令和8年度一般会計当初予算の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

次に、議案第11号「令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、県が財政運営の責任主体となり、県全体の医療費などを賄うための財源として、町は県が算定した納付金を納める仕組みとなっており、8年度からは、新たに開始される子ども・子育て支援金を保険税に加えて徴収し、事業を運営してまいります。

本予算案は、保険税収入を主な原資として県へ納める事業費納付金及び県からの交付金を原資に支払う医療費に対する保険給付等を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1,684万4千円とするもので、前年度対比422万3千円、0.3%の減であります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税2億5,826万1千円、県支出金9億7,512万4千円、繰入金8,132万7千円であり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費9億6,369万1千円、国保事業費納付金3億1,737万8千円であります。

次に、議案第12号「令和8年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

令和8年度は、第9期介護保険事業計画の最終年度に当たり、本予算案は、事業計画及び給付状況の推移等を勘案し、予算を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億2,178万7千円で、前年度対比8,988万5千円、6.3%の増であります。

歳入の主な内容といたしましては、介護保険料2億9,210万円、国庫支出金3億5,189万円、支払基金交付金3億9,274万円であり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費14億336万円、地域支援事業費7,541万5千円であります。

次に、議案第13号「令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定程度の障がいがある65歳から74歳までの希望者が加入する医療保険制度であります。

市町村では、被保険者の皆様から保険料を徴収し、制度運営主体である後期高齢者医療広域連合へ納付することとされており、必要な予算を計上するものであります。

本予算案の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,032万1千円で、前年度対比4,476万円、15.1%の増であります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料2億7,375万2千円、繰入金6,604万3千円であり、歳出の主な内容につきましては、総務費445万2千円、後期高齢者医療広域連合納付金3億3,534万7千円であります。

最後に、議案第14号「令和8年度坂城町下水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

下水道事業につきましては、令和7年度から着手しております葛尾組合及び坂城インター工業団地周辺の管路整備に加え、重要幹線に位置づけられている既設管路等の耐震診断業務を実施してまいります。

収益的収入の内容といたしましては、下水道事業収益5億9,611万5千円のうち、営業収益1億8,608万6千円、営業外収益4億1,002万9千円であり、収益的支出の主な内容につきましては、下水道事業費用5億8,340万円のうち、営業費用5億4,230万円、営業外費用3,810万円であります。

次に、資本的収入の内容といたしましては、資本的収入2億1,970万円のうち、企業債1億7,450万円、補助金3,600万円、負担金等920万円であり、資本的支出の主な内容につきましては、資本的支出4億7,925万円のうち、建設改良費1億2,310万円、企業債償還金3億5,300万円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,955万円は、当年度分損益勘定留保資金2億4,834万6千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,120万4千円で補填するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中嶋君） 続いて、議案第10号「令和8年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、歳入について。

財政係長（宮嶋君） 令和8年度坂城町一般会計予算につきまして、初めに、歳入についての詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち2ページから4ページ、飛びまして8ページ、第3表地方債と附属の令和8年度当初予算資料1ページから2ページの歳入内訳表により、款別にご説明申し上げます。

予算書2ページ、第1表歳入歳出予算と附属の令和8年度当初予算資料2ページをご覧ください。

初めに、款1の町税についてでございます。町税全体につきましては、令和7年度対比プラス7.0%、1億9,646万7千円の増額となる29億9,033万1千円を計上いたしております。

項ごとに申し上げますと、項1町民税のうち、個人分につきましては、県の毎月勤労統計調査による雇用、賃金の動向を考慮する中で、前年度当初予算より6千万円の増額、法人分につきましては、アメリカの通商政策、円安等による物価高の影響により、先行きは不透明ではあるものの、業績が好調に推移している企業も多いことから、前年度に対し1億1千万円の増額、項2固定資産税につきましては、新築の家屋分の増額を見込み、2,216万7千円の増額、項3軽自動車税につきましては、令和8年度税制改正に伴う軽自動車の環境性能割の廃止により100万円の減額、また、7年度の実績見込みを考慮する中で、項4町たばこ税は500万円の増額、項6入湯税は30万円の増額といたしました。

続きまして、款2地方譲与税でございますが、ガソリン税の暫定税率廃止に伴い、暫定税率分の地方揮発油譲与税は減額となりますが、自動車重量譲与税は前年度の実績や国の予算要求額を考慮しまして増額を見込み、地方譲与税全体で前年度対比プラス3.7%の6,325万円を計上いたしております。

次に、款3利子割交付金は、前年度対比プラス25.3%の99万円、款4配当割交付金は、マイナス2.2%の440万円、款5株式等譲渡所得割交付金は、マイナス4.2%の680万円としておりますが、いずれも7年度の金融状況や交付実績、また、県における交付見込額等を踏まえての予算計上であります。

続いて、款6法人事業税交付金につきましては、プラス6.5%の3,300万円、款7地方消費税交付金につきましては、7年度の実績を考慮等する中で、プラス4.3%の3億6千万円を計上いたしております。

款8 環境性能割交付金につきましては、税制改正により自動車の環境性能割は令和7年度末で廃止となる予定のため、皆減といたしました。

款9 地方特例交付金、項1 地方特例交付金につきましては、個人住民税における住宅借入金控除の実施に伴う減収分を補填するための交付金分に加え、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金、自動車税及び軽自動車税減収補填特例交付金が創設されるため、前年度に対し800万円の増額、一方、項2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、令和3年度から8年度までの交付金で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、固定資産税を軽減する特例措置に対する減収分を市町村に補填するもので、1,790万円の減額、地方特例交付金全体では、前年度対比マイナス36.7%の1,710万円を計上いたしております。

3ページに移りまして、款10 地方交付税でございます。国の予算総額は約20.2兆円で、前年度に比べ1.2兆円の増額に加え、8年度の普通交付税につきましては、給与改定や物価高への対応分として、基準財政需要額の増額を見込み、前年度から7千万円の増額、特別交付税につきましては、交付実績等から前年度と同額を見込み、地方交付税全体では、前年度対比プラス6.6%の11億3千万円を計上いたしております。

款11 交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ150万円を計上、また、款12 分担金及び負担金につきましては、主なものとして、3歳未満児の保育負担金、養護老人ホーム入所負担金や各種検診等に係る健康増進事業負担金などで、前年度から501万3千円の増額となる3,524万3千円を計上いたしております。

款13 使用料及び手数料につきましては、主なものとして、町営住宅や公園施設の使用料、戸籍・住民基本台帳などの証明関係や家庭系一般廃棄物処理に係る手数料などで、前年度の実績等を考慮いたしまして、前年度から159万円の減額となる6,650万1千円を計上いたしております。

続いて、款14 国庫支出金につきましては、主なものとして、障がい者自立支援給付や児童手当などに係る民生費の負担金、道路改良、橋梁修繕事業などに係る土木費の補助金などで、金井地区のA01号線道路改良事業に係る社会資本整備総合交付金の減額を見込む中で、国庫支出金全体で、前年度対比マイナス22.6%、1億9,715万3千円の減額となる6億7,542万7千円を計上いたしております。

次に、款15 県支出金につきましては、主なものとして、民生費に係る負担金及び補助金、農林水産業費に係る補助金、県民税徴収委託金などで、新複合施設建設事業に係る都市構造再編集中心支援事業交付金により、県支出金全体で、前年度対比プラス47.8%、1億8,767万2千円の増額となる5億8,015万7千円を計上いたしております。

款16 財産収入につきましては、普通財産の貸付料や基金積立金利子等で997万3千円、款

17 寄附金は、ふるさと納税事業によるふるさと寄附金の実績などを踏まえ、8千万円を見込んだところであります。

次に、款18繰入金につきましては、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金から、事業に必要な財源について繰り入れたものなどで、主なものとして、新複合施設建設の工事費等に係る保健福祉等複合施設整備基金、長野広域連合へのごみ処理施設建設公債費に対する広域行政事業基金、坂城小学校トイレ洋式化工事等への文教施設整備基金の繰入れ、また、各事業へのふるさとまちづくり基金の繰入れにより、繰入金全体では、前年度から4億4,541万3千円の増額となる13億4,568万4千円を計上いたしております。

4ページに移りまして、款20諸収入につきましては、項3貸付金元利収入のうち、中小企業振興資金貸付預託金の元利収入や、項5雑入のうち、ちくま環境エネルギーセンターに係る一般廃棄物処理手数料分配金が主なもので、諸収入全体では、1,155万9千円の減額となる4億2,044万4千円を計上いたしております。

次に、款21町債につきましては、主なものとして、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債1億1,060万円、地域鉄道対策事業に係る一般事業債1,330万円、テクノさかき工業団地溢水被害対策に係る緊急自然災害防止対策事業債3,600万円、土井の入2号ため池しゅんせつ事業に係る緊急しゅんせつ推進事業債3千万円、公共施設の照明LED化事業に係る脱炭素化推進事業債2,840万円、町債全体では、1億1,940万円の減額となる2億2,920万円を計上しております。なお、令和8年度末の町債残高は48億円程度になる見込みであります。

ページ飛びまして、8ページ、第3表地方債につきましては、款21町債の内容に関するもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

以上、歳入予算の総額は80億6千万円で、前年度と比較いたしましてプラス7.5%、金額で5億6千万円の増額予算でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

議長（中嶋君） 続いて、歳出について詳細説明を求めます。

なお、議会費は省略をいたします。

総務課長（竹内君） それでは、歳出につきまして、説明書22ページの総務費から順次ご説明を申し上げます。

24ページにかけての款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、総務一般経費では、特別職及び総務課、企画政策課、会計室等の職員と会計年度任用職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当負担金等を計上いたしております。

続きまして、24ページ、職員研修事業では、人材の育成等に係る各種研修などを行い、住民サービスの向上に努めてまいります。

また、職員厚生事業は、市町村職員互助会負担金等でございます。

同じく24ページの目2文書費につきましては、町から発送いたします文書の郵送料、庁舎等で使用しているコピー機などの賃借料等でございます。

続きまして、25ページ、目3財政管理費、財政一般経費のうち、印刷製本費は当初予算の印刷費、有料道路通行料につきましては町全体の経費を計上しております。

会計管理者（竹内さん） 同じく25ページ、目4会計管理費につきまして、節10需用費のうち、消耗品費は役場全体で使用する事務用品の購入費用、印刷製本費は決算書、封筒などの印刷費用、節11役務費は、口座振込に係る手数料のほか、公金収納及び指定金融機関の派出業務等の手数料が主なものでございます。

企画政策課長（長崎さん） 続きまして、目5財産管理費の主なものは、町の普通財産の管理などに要する経費でございます。

次に、26ページにかけての目6企画費、企画政策推進経費の主なものは、長野、上田の両広域連合の総務管理に係る経費、町内への移住定住を図るための移住定住促進事業補助金やU I Jターン就業・創業移住支援金、また、高校生のタイ国研修に係る経費などでございます。

続きまして、温泉管理事業では、温泉施設の維持管理や施設の蛍光灯をLED照明へ交換するための設計監理委託費及び工事費、町民や障がい者、消防団員の入館割引に係る負担金などが主なものでございます。

次に、27ページにかけてのまちづくり推進事業では、行政協力員の謝礼や行政事務委託のほかに自治会活動保険料や地域づくり活動支援事業補助金など、自治区の活動を支援する経費を計上しております。また、DXの推進を図るため、国の交付金を活用し、システム等導入委託費を計上しているほか、ふるさとまちづくり基金への積立金についても、併せて計上しております。

続きまして、国際交流事業では、多文化共生のための国際理解や文化交流を進めている国際交流協会への補助金が主なものでございます。

次に、スマートタウン構想事業の主なものは、脱炭素化を推進するため、住宅用太陽光発電システムや家庭用蓄電池システムなどのスマートエネルギー設備設置補助事業に要する経費でございます。

続いて、ふるさと事業は、返礼品に要する経費や全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性の向上を図る各種委託経費など、ふるさと納税に係る経費を計上してございます。

次に、26ページの複合施設建設事業では、町保健センターと老人福祉センターを統合し、子育て支援センターや図書館などの機能を併せ持つ新複合施設の建設に係る委託料や工事請負費、用地費などが主な経費でございます。

続きまして、目7広報広聴費、広報広聴一般経費につきましては、行政の情報システムの運用管理に要する経費で主なものはサーバーや端末などのインターネット関連機器の保守料とリース

料でございます。

次に、広報発行事業は「広報さかき」発行に要する印刷製本費、町ホームページ管理システムに係るインターネットサービス料やリース料などを計上しております。

続きまして、29ページにかけての電子自治体事業では、行政間の専門回線である総合行政ネットワーク（LGWAN）に接続し、庁内システムの利用のほか、国・地方公共団体間での電子文書の交換、電子メールなどを行うための経費を計上しており、機器の保守料や賃借料、回線利用に係る県への負担金、システムの共同調達に係る自治振興組合への負担金などが主なものでございます。

続きまして、目8電算費、電算一般経費につきましては、住民基本台帳業務や税業務等に係る国の標準化基準に準拠した基幹業務システムなどに要する経費で、サーバーや端末等の保守料、リース料、ソフトウェアの保守料、使用料などが主なものでございます。

総務課長（竹内君） 続きまして、29ページから30ページにかけての目10業務管理費は、庁舎全体の光熱水費、修繕料、電話料金などや庁舎設備の改修、保守点検料、総務課管理の車両の点検料、町が所有いたしております車両全体の自賠責保険料等でございます。

住民環境課長（山下君） 30ページの目11防犯対策費でございますが、防犯灯に係る蛍光灯などの消耗品や電気料の維持管理費、新設・修繕の工事請負費と更埴防犯協会連合会の負担金、町防犯協会等への補助金でございます。

続いて、30ページ、目12交通安全対策費でございますが、交通指導員の報償、新入学児童のヘルメット等の消耗品、カーブミラー等の交通安全施設の清掃委託、交通安全啓発事業負担金が主なものでございます。

続いて、31ページの目13消費生活費でございますが、町消費者の会への補助金、特殊詐欺防止装置付きの防止装置取付費補助金が主なものでございます。

企画政策課長（長崎さん） 続きまして、目14男女共同参画推進費につきましては、「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき」の講師謝金や、関係団体への補助金が主なものでございます。

収納対策推進幹（北沢君） 31ページから32ページにかけての項2徴税费、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員の報酬、また職員の人件費など経常的経費に係るもの及び長野県地方税滞納整理機構への負担金等でございます。

33ページにかけての目2賦課徴収費は、町税等の賦課徴収業務に係る申告書や納税通知書等の印刷製本費、通信運搬費、電算処理業務委託費、また税額の更正や過誤納によるものの税償還金、還付加算金等でございます。

住民環境課長（山下君） 33ページの款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、すみません、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、人件費等経常的な経費のほか、各種届出及び証明に係る用紙等の印刷製本費、戸籍住民基本台帳等に係る電算委託、保守点検委託、システ

ム使用料、また、コンビニ交付サービス運用に係るコンビニ交付手数料、郵便局へのマイナンバーカード電子証明書関連事務委託料及び地方公共団体情報システム機構負担金が主なものでございます。

総務課長（竹内君） 続きまして、34ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員4名の報酬等でございます。

目4長野県知事選挙費は、8月31日に任期満了となります長野県知事の選挙に要する経費で、職員手当等の人件費、ポスター掲示場設置・撤去等委託料などを計上してございます。

企画政策課長（長崎さん） 続きまして、35ページの項5統計調査費、目1統計調査総務費では統計全般に係る経費を、また、目2委託統計調査費では、指定統計調査である学校基本調査、経済センサスに要する経費を計上いたしました。

総務課長（竹内君） 35ページから36ページにかけての項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員の報酬等でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、予算書36ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。37ページにかけての社会福祉一般経費は、福祉委員の報酬、職員の人件費のほか、生活困窮者等自立相談支援事業の委託、結婚新生活支援補助金や民生委員の活動費交付金など、福祉関係団体等への補助金、負担金を計上してございます。

社会福祉協議会補助事業では、主に社会福祉協議会の円滑な運営を支援する補助金を計上しております。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定繰出金など特別会計への繰出金を計上しております。

38ページにかけての住民税非課税世帯等エアコン設置費助成事業は、住民税非課税世帯等を対象に熱中症リスクから命と健康を守るためエアコン設置費用に係る補助金が主なものでございます。

住民環境課長（山下君） 38ページの目2国民年金事務費でございますが、国民年金の資格取得・喪失申請や免除申請、住所変更、氏名変更等の手続に係る事務経費で、主なものは二十歳になった方々への啓発用品の配布、広報紙による啓発記事の掲載でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、目3老人福祉費でございます。老人福祉一般経費は、長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター等への負担金のほか、老人福祉施設整備事業補助金を計上してございます。

老人福祉町単事業は、高齢者祝賀行事への補助金と65歳以上で中等度の難聴を抱える方の補聴器購入費用に対する助成のほか、敬老祝金が主なものでございます。

高齢者生活支援事業では、外出に車椅子を必要とする方などの医療機関等への送迎に係る外出支援サービスを社協に委託する経費等を計上しております。

39ページの介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険事業に係る町の負担分など、特別会計への繰出金でございます。

後期高齢者医療保険事業では、長野県後期高齢者医療広域連合への負担する事務的な経費、療養給付費負担金のほか特別会計への繰出金でございます。

介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費と施設のLED化に伴う工事費を計上してございます。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。心身障がい者福祉一般経費は、障害支援区分認定審査会に係る長野広域連合への負担金が主なものでございます。

40ページの重度障がい者介護慰労金支給事業は、重度障がい者の在宅で介護する方への慰労金を計上しております。

福祉タクシー委託事業は、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付するものでございます。

心身障がい者町単事業は、腎臓機能障がい者の通院費や障がい施設などへの通所費等補助金のほか、重度心身障がい者の福祉年金、難病等の患者への見舞金などを計上しております。

福祉医療給付事業では、主に福祉医療費給付全体に係る審査手数料のほか重度障がい者への福祉医療費を計上いたしております。

自立支援給付一般事業費は、法定の障害福祉サービス給付に係る審査手数料等事務的な経費でございます。

41ページにかけての介護・訓練等給付事業費は、法定の障害福祉サービスとして居宅介護や生活介護などの介護給付と、障がい者の就労を支援する訓練等給付や相談支援など、サービスを提供するための経費と所得の低い方の施設入所等における光熱水費などを助成する特定障害者特別給付費などが主なものでございます。

自立支援医療事業費は、身体障がいの除去や軽減を図るために、対象となる手術等を受けた場合の自己負担に係る医療費の給付を行う更生医療、育成医療費等に係る経費でございます。

補装具支給等支援事業費では、身体機能を補う装具の支給・修理に係る経費を計上しております。

42ページにかけての地域生活支援事業費は、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、相談員の委託のほか、訪問入浴サービスや地域活動支援センター等の委託費、日中一時支援サービスや日常生活用具の支給などに要する経費を計上してございます。

障害者計画等策定事業費は、8年度末で計画期間満了となります障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画の策定に係る委託料が主な経費でございます。

企画政策課長（長崎さん） 続きまして、目5人権同和推進費につきましては、同和対策集会所の管理委託や協議会への補助金のほか、犯罪被害者等見舞金、犯罪被害者等日常生活支援助成金

が主なものでございます。

次に、43ページにかけての目6隣保館運営費では、職員の人件費、隣保館の管理及び人権啓発活動の推進、地域交流事業や文化教養活動事業に要する経費のほか、施設の蛍光灯をLED照明へ交換するための工事費を計上しております。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、44ページにかけての目7高齢者対策費は、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

目8地域包括支援センター費は、地域包括支援センター事業に係る人件費のほか、介護予防ケアマネジメント業務や介護給付システムの保守に係る委託料等を計上するものでございます。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託するものでございます。

住宅整備事業は要介護認定3以上の高齢者及び重度障がい者が自宅の居室や浴室等を改修する経費の一部を補助するものでございます。

45ページにかけての高齢者在宅生活支援事業は、要介護認定前的高齢者に対する在宅生活における活動支援、また、成年後見支援センターの運営に係る委託経費を計上しております。

家族介護支援事業は、在宅で要介護認定3以上の高齢者の生活を支える介護者慰労金のほか、寝具洗濯や訪問理美容サービス、介護用品購入費に対する補助を計上しております。

緊急通報体制整備事業は、ひとり暮らしの高齢者の安心・安全に資するため訪問員の報償のほか、あんしん電話事業に係る委託料、使用料を計上しております。

続いて、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。児童手当は、対象児童を養育する保護者に対し2か月に1回支給する児童手当と支給に係る経費を計上してございます。

子ども医療給付事業では、18歳までの子供の医療窓口無料化を実施する福祉医療費を、また、出産祝金事業は、お子さんの誕生お祝いとして、親御さんに対し町の商品券を支給するものでございます。

障がい児通所等支援事業は、障がい児の施設通所等に係る法定サービス給付費などの経費を計上しております。

46ページ、目2母子父子等福祉費でございます。母子父子等福祉事業費では、母子・父子家庭のお子さんの小中学校への入学時と、中学、高校卒業時の激励祝金などを計上しており、母子・父子医療給付事業は、母子家庭等及び父子家庭に係る福祉医療費でございます。

子ども支援室長（橋本君） 続きまして、46ページから47ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主なものは人件費をはじめ3園分の賄材料費、給食調理業務委託等の経常的経費のほか、新年度から実施する乳児等通園支援事業に係る費用を計上してございます。

続きまして、47ページから50ページにかけての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものは、需用費では

燃料費、光熱水費、委託料では施設等の管理委託料、使用料及び賃借料では厨房機器のリース利用などでございます。

50ページの目8児童館運営費は、3児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、その他経常的な経費のほか、施設等改修工事として坂城児童館及び村上児童館の照明改修工事費を計上しております。

51ページの目9放課後児童健全育成費は、町内3児童館の支援員、補助員の人件費が主なものでございます。

51ページから52ページにかけての目10子育て支援費は、子育て支援センター事業といたしまして、人件費等子育て支援センターの運営に係る経常的な経費を計上しており、子育てに関する悩みなど広く対応できるよう、公認心理師や家庭児童相談員を配置し、相談事業の充実に努めてまいります。

また、子育て支援事業では、ベビーシッター利用支援事業及び妊婦のための支援給付事業に係る経費を計上しており、妊娠・出産から子育て期の切れ目のない支援に努めてまいります。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、項3災害救助費、目1災害救助費は、災害等による見舞金及び炊き出しに係る食糧費を計上しております。

議長（中嶋君） 詳細説明の途中であります、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時52分～再開 午後 1時30分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

引き続き、詳細説明を求めます。

保健センター所長（川島君） 午前に引き続きまして、予算書52ページ、款4衛生費から歳出の詳細説明を申し上げます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。

52ページから53ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費が主なものでございます。

54ページにかけての精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室、こころの健康相談の開催に係る経費などを計上してございます。

次に、目2予防費でございます。予防費一般経費は、千曲医師会管内や長野地域、上田地域と共同で医療体制を確保するための委託料や負担金、補助金が主なものでございます。

結核関係一般経費は、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施するための経費でございます。

55ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診及び不妊・不育治療費の助成に係る経費や妊産婦健診、産後ケア事業の委託料が主なものでございます。

予防接種事業は、法定の予防接種を実施するための経費のほか、子どものインフルエンザ、予防接種費用の助成に係る経費などでございます。

また、新たに実施いたします妊婦を対象とするRSウイルス感染症予防接種及び乳児を対象とするおたふく風邪任意予防接種費用の助成に係る委託料などの経費も計上してございます。

続きまして、目4健康増進事業費でございます。56ページにかけての健康増進事業は、19歳から39歳までの方を対象に実施する一般健診や各種がん検診などの委託料が主なものでございます。

後期高齢者健康推進事業は、高齢者の保健事業と介護予防の一体化を実施するための経費や、後期高齢者の健康診査、人間ドックの委託料などが主なものでございます。

57ページにかけての食育・健康づくり推進事業は、各年代に沿った食育や健康づくりのための教室の開催に要する経費でございます。

続きまして、目5保健センター管理費でございますが、保健センターの施設管理などに要する経常的な経費を計上してございます。

住民環境課長（山下君） 57ページのみ6環境衛生費、環境衛生一般経費でございますが、環境衛生委員の報酬、シルバー人材センターへの不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託料、家庭雑排水、浄化槽汚泥の収集運搬及び処理委託、各自治区において、毎年6月の環境保護月間に合わせて実施していただいている環境浄化事業に対する補助が主なものでございます。

同じく目6の環境衛生費、狂犬病予防事業につきましては、獣医師会への狂犬病予防注射の委託料と、犬の登録台帳の管理に伴う負担金でございます。

続きまして、58ページにかけてのみ8環境保全対策費、環境保全対策一般経費でございますが、空家対策に係る協議会の委員の報酬、特定空家対策等に係る裁判所への予納金等や、主要河川等の定点定期水質調査及び井戸水等の地下水調査の委託、また、地域猫活動に取り組む団体への活動補助金及び地域猫不妊去勢手術費の補助金でございます。

建設課長（高橋君） 続きまして、同じく58ページです。目9上水道費の主なものは、県企業局と長野市、上田市、千曲市、坂城町で構成する上田長野地域水道事業広域化協議会の運営等に必要な負担金及び県営水道の布設計画がない地区において、配水管の新設を行うものに対して支援する水道新設補助金でございます。

次の目10合併処理浄化槽設置費の主なものは、水環境の保全を図るため、公共下水道の整備計画区域外の合併処理浄化槽設置に係る補助金でございます。

住民環境課長（山下君） 58ページの、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、清掃総務一般経費でございますが、資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金、各世帯へ配布するごみ分別収集計画表の印刷に加え、令和9年度からの製品プラスチックの収集の変更に伴う、資源物とごみの分別の冊子の作成費用や、各自治区を通じてのごみ指定袋の斡旋に

伴う各自治区への手数料、可燃、不燃ごみの収集所の整備を行った際に、その費用の一部を補助するもの、また、町ごみ減量化推進委員会への補助、生ごみ処理機等を購入した個人に対しましての購入費の一部の補助が主なものでございます。

続きまして、59ページの日2塵芥処理費、塵芥処理一般経費でございますが、消耗品費の可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋の購入、一般廃棄物の収集運搬及び処理委託、長野広域連合の負担金、葛尾組合への負担金が主なものでございます。

同じく59ページの日3し尿処理費、し尿処理一般経費につきましては、千曲衛生施設組合への経常的負担金と、し尿投入量に応じた負担金でございます。

商工農林課長（北村君） 続きまして、60ページにかけての、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。

労政一般経費では、職員の人件費のほか、当町も参画している長野地域若者就職促進協議会事業に係る負担金や、テクノハート坂城協同組合などへの補助金を計上しております。

勤労者福祉対策事業では、中小企業退職金共済への掛金や、一般財団法人更埴地域勤労者共済会への補助金、また、勤労者生活資金貸付預託金などを計上しており、勤労者総合福祉センター管理一般経費は、同センターの施設管理を一般財団法人更埴地域勤労者共済会に委託するための経費及びセンターのエレベーターを更新するための工事費などでございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、61ページにかけての農業委員会一般経費は、職員及び農業委員等の人件費のほか、長野農業委員会協議会等への負担金などが主なもので、農業者年金業務では、農業者年金の加入推進に向けた経費などを計上いたしました。

62ページにかけての日2農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費でございます。

次に、目3農業振興費、農業振興一般経費では、節18において、営農条件の厳しい地域を支援する中山間地域直接支払事業や、若手農業者などを支援する新規就農者育成総合対策事業、新規就農者の家賃や農業機械の購入等を助成する新規就農者支援補助金など、農業振興に係る各種補助金が主なものでございます。

次に、63ページの地域営農推進事業では、農業支援センターへの農機具保管庫管理委託料やアグリサポート事業などを行うための補助金、また、農産物直売所への補助金などを計上しております。

需給調整推進対策事業では、米の生産調整を行うための転作推進補助金などを計上し、農振地域整備促進事業では、農業振興地域整備促進協議会の委員報酬、農産物加工施設管理費では、農産物加工施設の光熱水費及び加工施設の屋根及び外壁塗装工事費用などを計上いたしました。

64ページにかけての、さかきブランド推進事業では、ねずこんのホームページの管理委託や、地域資源を活用した新商品の開発等を支援するさかきブランドづくり事業補助金などを計上して

おり、さかきワイン文化推進事業では、ワインが町の文化として浸透し、坂城産ワインに親しみ、応援いただくための取組を行うもので、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の負担金、ワイン文化推進のためのイベント開催に対する補助金を計上しております。

次に、有害鳥獣対策事業では、鳥獣被害対策実施隊や地域と猟友会が連携して実施する集落捕獲隊の報酬のほか、有害鳥獣の駆除に係る委託料、また、地域による侵入防止柵設置に対する資材の支援や電気柵など、予防設備設置に対する補助金などを計上しております。

続きまして、65ページにかけての目5農地費、農事一般経費の主なものは、節18で計上いたしました六ヶ郷用水組合や、埴科郡土地改良区への負担金のほか、土地改良事業の償還負担金などでございます。

次の、農道等基盤整備町単事業は、農道や農業用水路等の土地改良施設の整備、維持に係る経費及び除雪に係る経費で、町単補助事業では、地域で実施する用水路や農道等の整備に対する原材料費及び補助金を計上いたしました。

次の、ため池等整備事業では、土井の入2号のしゅんせつ工事に係る経費を計上し、多面的機能支払交付金事業では、農業者が共同して取り組む農地、水路、農道等の維持や機能回復を図る活動を支援するため、7団体への交付金を計上しております。

次に、農業水路等長寿命化防災減災事業では、欠口用水、会地排水門及び六ヶ郷用水、表樋及び払樋の水門遠隔化に係る経費を計上し、溢水被害対策事業では、中之条用水のテクノさかき工業団地内の排水路改修等に係る経費を計上しております。

続きまして、項2林業費でございます。目1林業総務費、林業総務一般経費の主なものは、職員の人件費のほか、森林保全に向けた巡視に係る委託料や、林産振興に係る負担金などでございます。目2林業振興費、松くい虫防除対策事業では、長野県防除実施基準に基づく空中散布及び無人ヘリ散布、伐倒駆除のほか、根系感染防除、植樹などの松くい虫防除対策を、総合的、複合的に実施するための経費を計上しております。

次に、67ページにかけての町有林管理事業では、林業委員の年報酬や作業報酬、また町有林の管理に係る経費を計上し、特用林産振興事業では、中之条の原木キノコ生産施設の光熱水費やお〜い元気会への生産振興に向けた補助金を計上いたしました。

続きまして、目3林業事業費、林業事業一般経費では、林道整備などに係る委託料のほか、補修工事に係る経費が主なものでございます。

次に、目4森林環境整備推進事業費の森林環境整備推進事業は、森林環境譲与税を財源として、管理が行き届いていない山林の整備を図るもので、森林経営管理意向調査に係る委託料、また、意向調査に基づき森林整備を行う事業体を支援する森林整備推進事業補助金などを計上しております。

続きまして、68ページの款7商工費、項1商工費でございます。

目1 商工総務費、商工総務一般経費では、職員の人件費のほか、中小企業能力開発学院への補助金などを計上しております。

69ページにかけての目2 商工振興費、商工振興一般経費では、中小企業の設備投資などに対する商工業振興補助金や、商工会経営改善普及事業補助金及び商業店舗リフォーム補助金などを計上しております。

次の中小企業対策事業では、中小企業の経営安定を図るため、保証料補助金や中小企業振興資金貸付預託金のほか、町内企業の受注機会の拡大などを支援するため、坂城町出品者協会への出展補助金を計上しており、中心市街地活性化事業では、鉄の展示館周辺の整備に向けた検討を行うための委員報酬や、中心市街地コミュニティセンターの管理委託料、また、けやき横丁の管理経費などを計上いたしました。

次に、70ページにかけての目3 観光費、観光一般経費では、観光パンフレットなどの印刷製本費や、JR及び県と県内市町村などが連携して、令和9年に行う信州グスティネーションキャンペーンの準備に係る経費や関連イベントの開催に対する負担金、令和8年から徴収が始まります長野県宿泊税を財源とする県交付金に伴う基金積立金などを計上しており、町民まつり事業では、町民まつり実行委員会への補助金を計上いたしました。

続きまして、目4 商工企画費、商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費のほか、節18において、町内企業の振興を図る各種団体への負担金や補助金、また、新製品の開発等を支援するコトづくりイノベーション補助金などを計上し、工業団地整備事業では、テクノさかき工業団地内の街路樹の剪定など、環境整備に係る委託料などを計上いたしました。

坂城テクノセンター支援事業では、テクノセンターが行う各種研修事業や、試験計測事業などへの運営補助のほか、試験機器の整備や校正、賃借料などへの補助金を計上し、鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経常的な経費のほか、第16回新作日本刀刀職技術展覧会のほか、源清麿と山浦一門展、男谷燕斎の書展などの特別展の開催を計画しています。

建設課長（高橋君） 続きまして、72ページから73ページにかけての、款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費の主なものは、職員の人件費などの経常的経費、国土強靱化地域計画の更新に係る委託料などでございます。

次の項2 道路橋梁費、目1 道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費の主なものは、道路、橋梁の照明電気料、道路台帳などの保守管理委託料などでございます。

続いて、町単補助事業は、各自治区が実施する土木工事への事業費補助、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、防護柵、路面標示などの交通安全施設修繕及び設置工事費などでございます。

74ページの目2 道路維持費は、町道の清掃、除草、除雪などの委託料、道路補修に係る工事費及び原材料費が主なものでございます。

目3道路新設改良費、道路改良事業A01号線につきましては、用地測量設計委託料、道路改良工事、用地、建物等補償費が主なもので、道路改良事業舗装修繕は、A01号線坂城地区の舗装修繕工事に係る経費でございます。

75ページにかけての目4橋梁新設改良費は、昭和橋などの工事に係る積算施工監理のほか、5年に一度の橋梁定期点検に係る委託料及び橋梁の修繕工事費でございます。

項3河川費、目1河川総務費は河川愛護団体への補助金、目2河川改良費は、しゅんせつ工事等に係る経費が主なものでございます。

次に、76ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費、住宅管理一般経費は、職員の人件費、町営住宅などの管理に係る修繕料、樹木の手入れなどの維持管理経費のほか、上平団地修繕工事に係る経費が主なものでございます。

空家活用事業は、坂城町空き家情報バンクのホームページの保守管理委託、空き家バンクに登録されている空家の片づけ、改修等に係る費用の一部を補助する事業費でございます。

目3住宅・建築物耐震改修事業費の住宅・建築物耐震改修事業は、一般木造住宅等の耐震診断及び耐震補強工事に係る補助金で、住宅リフォーム補助事業は、住環境の向上に資するため、住宅リフォームの費用に補助を行う経費でございます。

続きまして、77ページにかけての、項5都市計画費、目1都市計画総務費は、都市計画の事務事業に係る職員の人件費、また、都市計画等策定に係る業務委託が主なものでございます。

目3下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。

続きまして、目4公園管理費、公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など公園緑地の管理経費で、指定管理者である坂城町振興公社への公園管理業務や遊具等の保守点検、遊具整備に係る経費などが主なものでございます。

78ページにかけての花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理のための人件費や施設整備に係る経費、また、ばら祭り実行委員会への補助金が主なものでございます。

次に、79ページにかけての項6高速交通対策費、目1高速交通総務費は、各駅及び駅周辺の環境整備等の経費、令和7年度から本運行を開始した乗合タクシー運行業務に係る委託料、循環バスの運行車両の賃借料、しなの鉄道の安全輸送設備等整備に係る負担金などが主なものでございます。

目2高速交通対策整備事業費は、渇水対策事業として設置しました井戸ポンプ設備の維持管理に係る経費が主なものでございます。

続きまして、項7地籍調査費、目1地籍調査事業費は、坂城12区、こちら南日名地区になりますが、そちらの地籍調査事業に係る経費が主なものでございます。

住民環境課長（山下君） 続きまして、79ページから80ページにかけての、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費につきましては、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金

でございます。

次に、80ページの目2非常備消防費につきましては、消防団員の活動に係る経費で、主なものは消防団員の報酬、退職報酬金、消耗品費では、新入団員や補充用のはっぴ、活動服等の購入、また地域防災計画の見直しに係る委託料、埴科消防協会への負担金、消防団の分団運営補助金と団員の出勤交付金が主なものでございます。

続いて、81ページの目3消防施設費につきましては、消防施設機械器具の整備や維持管理、また、防災等に係る経費で、主なものは、消防団の詰所の光熱水費や消防施設の修繕等に係る工事請負費、消防用ホース、非常備用の備蓄資機材等の購入に係るものでございます。

建設課長（高橋君） 続きまして、同じく81ページの目4水防費は、土のう袋などの消耗品費や資機材の修繕に係る経費、水防関連の原材料費が主なものでございます。

企画政策課長（長崎さん） 続きまして、82ページ、目5防災費につきましては、同報系防災行政無線の運用に係る維持管理費用として、各操作端末などを結ぶ通信回線の通信費、設備の保守点検やバッテリー交換などの委託料、転入、転出、転居などに対応するための戸別受信機設置などの工事費のほか、防災行政無線屋外カメラの修繕工事が主なものでございます。

教育文化課長（細田さん） 続きまして、82ページからの款10教育費についてご説明いたします。

項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬及び郡市協議会等の負担金が主なものでございます。

次に、目2事務局費です。83ページにかけての事務局一般経費は、特別職、一般職のPersonnel費や教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーを配置しての教育相談、教育支援委員会を運営する経費や、学校を除く教育委員会全体のバス借り上げ料などが主なものでございます。

次に、84ページにかけての教育振興事業は、高校生・大学生等への奨学金、特色ある学校づくり交付金、給食費等補助金が主なものでございます。

小中学生国際交流事業は、中学生の海外派遣事業に係る経費と、令和8年度に予定しているアメリカ・プレジディオ中学校の生徒のホームステイ受入れに係る経費について計上してございます。

私立幼稚園補助事業の主なものは、私立幼稚園等に対する施設型給付費等の交付のほか、私立幼稚園等に通う児童の幼児教育・保育の無償化に伴う給付を行うものでございます。

教員住宅管理事業は、教員住宅に係る修繕費等が主なものでございます。

学力向上事業は、学力検査を実施し、児童生徒の基礎学力の向上を図るための経費と、体力づくりの指導を行うための体力調査のほか、授業や学級運営の改善を目的とした調査に係る経費でございます。

85ページにかけての大峰教室等自立支援事業は、不安や悩みのある子供たちに学習指導や相

談、支援を行う指導員の人件費が主なものでございます。

児童生徒支援事業では、様々な特性のある児童生徒への支援や、外国籍児童生徒への支援を行う支援員等の人件費を計上したところでございます。

教育DX推進事業の主な経費につきましては、校務用パソコンの更新や学校サーバー等のハードウェア使用料、ネットワーク等の保守及びICT支援員の派遣業務委託や、デジタル教材などの使用料のほか、クラウド・デバイスコントロールの導入に係るライセンス料を計上しました。

続きまして、85ページからの、項2小学校費、目1小学校総務費でございます。86ページにかけての小学校総務一般経費は、小学校の司書の人件費や外国語指導講師の委託料などのほか、町内小中学校の照明器具LED化に伴う賃借料、坂城小学校トイレの洋式化や、校内内線電話整備等に係る工事費を計上しております。

建設課長（高橋君） 同じく86ページです。災害用マンホールトイレ整備事業は、中核避難所に位置づけられている各小中学校に避難所の防災機能の向上を図るため、災害用マンホールトイレの整備を進めており、南条小学校への整備に係る設計施工監理委託料及び設置工事費を計上しております。

教育文化課長（細田さん） 続きまして、86ページから87ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。

小学校管理費につきましては、87ページから88ページの目4坂城小学校管理費、89ページ目の目6村上小学校管理費につきましても、ほぼ同じ内容でございます。

次に、87ページにお戻りいただきまして、87ページ目の目3南条小学校教育振興費ですが、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、児童図書など教材用備品が主なもので、そのほか、就学援助費等を計上しております。

教育振興費につきましても、88ページ目の目5坂城小学校教育振興費、89ページから90ページにかけての目7村上小学校教育振興費につきましても、ほぼ同じ内容となっております。

次に、90ページ、項3中学校費、目1中学校総務費でございますが、中学校の司書や事務員の人件費、外国語指導講師の委託料などのほか、中学校普通教室前の廊下改修工事費を計上しております。

続いて、91ページにかけての目2学校管理費は、中学校の学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。

92ページにかけての目3教育振興費は、小学校と同様、中学校の教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、生徒用図書など教材用備品が主なもので、そのほか、就学援助費等を計上しております。

次に、項4社会教育費でございます。92ページから93ページにかけての目1社会教育総務

費、社会教育総務一般経費では、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、中学校部活動地域移行負担金及び文化協会などへの補助金が主なものでございます。

文化の館事業は、施設管理に係る経常的な経費のほか、照明器具のLED化工事に係る費用が主なものでございます。

次に、目2公民館費でございます。94ページにかけての公民館一般経費では、館長、副館長の人件費のほか、分館役員等への謝礼、各分館への活動費補助金が主なものでございます。

続きまして、各種公民館事業では、文化講座や専門講座に係る講師謝礼のほか、二十歳のつどい、文化祭、スポーツ大会などの公民館事業に係る経費、公民館報の印刷製本費等を計上しております。

分館施設整備補助事業では、分館活動の基盤となる地区の公民館などの整備補助として、令和8年度は6分館の施設の整備を予定しております。

次に、95ページにかけての目3図書館費、図書館一般経費は、図書館長等の人件費、図書館講座に係る講師謝礼、館内清掃などの施設の維持管理委託のほか、図書の購入費、図書館照明器具のLED化工事に係る費用などがございます。

続きまして、図書館ネットワークシステム事業は、システム機器の保守管理、賃借料等が主な内容でございます。

次に、96ページにかけての目4文化財保護費、文化財保護一般経費では、文化財保護審議会委員等の報酬、古文書調査員等の人件費、文化財の保護や伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助金のほか、旧久保家住宅の建物調査委託及び施設の維持管理に係る経費等を計上しております。

97ページにかけての坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係る費用のほか、照明器具のLED化に係る工事費等を計上しております。

埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為などに伴う立会調査、試掘調査に係る重機借り上げ料などが主なものでございます。

開畝遺跡V発掘調査事業は、令和7年度に実施した町の新複合施設建設予定地での埋蔵文化財発掘調査に係る報告書作成のための経費で、整理作業員の人件費、報告書印刷製本費などを計上いたしました。

次に、目5資料館管理費は、格致学校の管理運営に係る費用が主なものでございます。

続きまして、98ページにかけての目6文化センター管理費は、日直や清掃業務、エレベーター管理に係る委託など、施設の維持管理に係る経費でございます。

次に、目7青少年育成費は、青少年を育む町民会議への補助金が主なもので、引き続き青少年健全育成事業を推進してまいります。

続きまして、目9生涯学習振興費は、さかきふれあい大学等の講師謝礼やコンサート等の出演

料のほか、講座運営委託等が主なものでございます。

次に、項5保健体育費、目1保健体育総務費でございます。99ページにかけての保健体育総務一般経費では、スポーツ推進委員への報酬や体育協会、スポーツ少年団への補助などが主なものでございます。

各種スポーツ教室開設事業は、町民を対象とするスポーツ教室での開催に係る経費で、講師謝礼や委託料のほか、施設等の使用料でございます。

体育施設整備事業は、体育施設用地の借り上げ料のほか、グラウンドやマレットゴルフ場などの体育施設の整備に係る委託料などが主なものでございます。

続きまして、100ページの目2武道館管理費は、指導員の報酬のほか、施設の維持管理に係るものが主なものでございます。

101ページにかけての目3食育・給食センター運営費は、児童、生徒に安心、安全な給食を提供するための職員の人件費、施設の燃料費、光熱水費、賄い材料費のほか、ボイラー管理、給食の配送、調理業務等の委託に係る経費などを計上しております。

また、令和8年度は、老朽化が進むボイラーの更新工事に係る費用を計上いたしました。

財政係長（宮嶋君） 101ページの款12公債費でございます。主に長期債の元金とその利子の償還に充てる経費でございますが、元金については、臨時財政対策債の償還額の減により、前年度に対し、3,304万9千円の減額、利子については、金利の上昇を見込み、1,367万1千円の増額、公債費全体では、前年度対比マイナス3.2%、1,937万8千円の減額となる5億9,207万9千円を計上いたしております。

次に、102ページの款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるもので、前年度と同額の1千万円を計上いたしております。

続きまして、歳出の性質別内訳につきましては、附属の当初予算資料にお示しをしておりますので、当初予算資料3ページ、歳出性質別内訳表の表をご覧ください。

初めに、投資的経費につきましては、継続的に実施している災害用マンホールトイレ整備事業、金井地区の町道A01号線道路改良工事、昭和橋等の橋梁修繕事業に加え、8年度から建設を予定している新複合施設建設事業として、用地代及び建設工事等に係る経費、公共施設における照明のLED化に係る工事費等により、前年度対比プラス47.0%、4億6,702万1千円の増額となる14億5,999万5千円でございます。

続いて、義務的経費のうち、人件費については、県人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い、3.1%の増、福祉サービス給付費などの扶助費については、障がいサービスの給付費の伸びなどにより3.1%の増、公債費については3.2%の減となり、義務的経費全体では、前年度対比プラス1.8%、5,260万7千円の増額となる30億550万3千円でございます。

また、その他の経費の主なものとして、物件費については、町内小中学校の照明更新に係る

リース料、障害者計画及び国土強靱化地域計画等の策定委託、RSウイルス感染症、おたふく風邪の予防接種に係る経費のほか、保育園及び学校食育・給食センターの調理業務委託の増額などにより486万9千円の増額。補助費等については、継続事業としてスマートエネルギー設備設置補助金や移住定住促進事業補助金、中小企業を支援する保証料補給金、新規事業として住民税非課税世帯等のエアコン設置に対する助成等に加え、千曲坂城消防組合や葛尾組合等の一部事務組合の負担金、後期高齢者療養給費負担金の増額などにより、2,196万4千円の増額。その他経費全体では、前年度対比プラス1.1%4,037万2千円の増額となる35億9,450万2千円でございます。

なお、歳出予算の総額につきましては、前年度対比プラス7.5%の80億6千万円でございます。

以上で、令和8年度坂城町一般会計の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（中嶋君） 以上で、議案第10号「令和8年度坂城町一般会計予算について」の各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、議案第11号以下議案第14号までの特別会計予算、企業会計予算について、各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、議案第11号「令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、詳細説明を求めます。

福祉健康課長（鳴海さん） 議案第11号「令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

令和8年度の本特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1,684万4千円で、前年度当初予算と比較して422万3千円、0.3%の減でございます。

国民健康保険につきましては、県も保険者として財政運営の責任主体となり、本予算案では、主な歳入として、保険給付費に応じて県から交付される普通交付金などに加え、新たに子ども・子育て支援金が追加されました保険税を計上し、一方、主な歳出としましては、実績を基に推計した保険給付費及び県へ納める国民健康保険事業費納付金を計上いたしております。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに、歳入について申し上げます。

3ページの款1国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の納付金分に加え、新たに開始となります子ども・子育て支援金分について計上し、総額で2億5,862万1千円で、前年度対比670万円の増でございます。

なお、令和8年度国民健康保険税率につきましては、県の運営方針に基づく算定方式として、県の標準保険料率を踏まえつつ、国民健康保険の基金の繰入れを行い、加入者の負担を一定程度に抑えた改正としたいと考えております。

続きまして、4ページの款6県支出金につきましては、保険給付費交付金として、保険給付に充てられる普通交付金及び財政状況や特別の事情に対する調整分の特別交付金を計上いたしました。

5ページの、款8繰入金は、従来の低所得者の方の保険税を公費負担する保険基盤安定分や事務費分など、一般会計からの繰入金を計上するとともに、国民健康保険基金からの繰入金を計上してございます。

続いて、7ページからの歳出について申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費は、事務の共同処理に係る国保連合会への委託料、項2町税費は、賦課徴収に係る印刷費や電算委託などが主な経費でございます。

8ページから10ページにかけての、款2保険給付費は、加入者の医療費に係る保険給付分や高額療養費などの計上をしており、総額9億6,369万1千円、前年度対比で1,211万6千円の減額計上でございます。

主な内容としては、それぞれ今年度の実績を踏まえ、療養給付費が総額8億3千万円で前年度対比1千万円の減、療養費は1,100万円で前年度と同額、高額療養費は1億1,500万円で前年度対比200万円の減額でございます。

10ページから11ページにかけての、款3国民健康保険事業費納付金は、県全体で見込まれる医療給付費等について、国の負担分など特定の財源で賄えるもの以外を、各市町村の被保険者数や所得水準の規模で必要費用を按分しており、区分ごとに県から示された納付金額を計上し、項4子ども・子育て支援納付金分は、新たな制度として821万8千円が増額となっており、納付金総額では、3億1,737万8千円で、前年度対比658万円の増額でございます。

11ページから12ページにかけての款5保健事業費は特定健診や特定保健指導等の事業に要する費用のほか、保健事業の事務的経費で、総額2,169万2千円、前年度対比200万7千円の減額でございます。

以上で、令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（中嶋君） 次に、議案第12号「令和8年度坂城町介護保険特別会計予算について」詳細説明を求めます。

福祉健康課長（鳴海さん） 議案第12号「令和8年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、3年間で事業期間とする第9期介護保険事業計画の最終年度に当たり、計画に基づく事業運営と本年度の給付実績を踏まえ、歳入歳出それぞれ15億2,178万7千円を計上するもので、前年度当初と比較して8,988万5千円、6.3%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。3ページ、款1保険料、加入する被保険者と所得段階等を

推計する中で、前年度より450万円増の2億9,210万円を見込んでおります。

4ページにかけての款3国庫支出金では、保険給付費のおおむね20%の国庫負担金のほか、調整交付金及び地域支援事業交付金を計上し、総額は前年度対比1,949万8千円増、3億5,189万円でございます。

款4支払基金交付金は、保険給付費の27%分と地域支援事業に係る交付金について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、総額は前年度対比1,945万4千円増の3億9,274万円でございます。

5ページにかけての款5県支出金は、保険給付費のおおむね12.5%の負担金と地域支援事業に対する定率の交付金で、総額は前年度対比1,046万7千円増の2億988万9千円を計上いたしました。

6ページにかけての款7繰入金金は、事業に係る町負担分として、保険給付費の12.5%と地域支援事業の町負担分、事務費分、低所得者の保険料軽減に係る公費負担分等を合わせ、2億3,393万4千円を一般会計から、また4,071万1千円を介護保険支払準備基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、7ページになります。歳出について申し上げます。

8ページにかけての款1総務費は、介護認定調査員に係る人件費、事業計画策定に係る委託料のほか、保険料の賦課徴収に係る経費、長野広域連合への負担金、運営協議会等に要する経費など、総額4,104万3千円で、前年度対比1,683万6千円の増額を計上してございます。

9ページからの款2保険給付費は、総額14億336万円で、前年度対比7,160万円の増額でございます。

主な内容でございますが、9ページから13ページにかけての項1介護サービス等諸費は、要介護1から5と認定された方が利用する介護サービスに係る保険給付費で、総額13億844万円を、13ページから16ページにかけての項2介護予防サービス等諸費は、総合事業に移行した訪問介護と通所介護を除く要支援認定者のサービスに係る保険給付費で、総額3,648万円をそれぞれ計上してございます。

17ページにかけての項3その他諸費は、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査手数料でございます。

18ページにかけての項4高額介護サービス等費は、利用者のサービス利用額が限度額以上となった場合に給付する費用で2,278万円を、19ページにかけての項5介護医療合算介護サービス等費では、1年間の医療と介護の利用負担額が高額になった場合に支給する費用として425万円をそれぞれ計上いたしました。

21ページにかけての項6特定入所者介護サービス等費は、施設利用者に係る食費、居住費等の自己負担分について、利用者の所得に応じて軽減し保険給付で賄う費用で、総額3,016万

円を見込んでございます。

25ページにかけての款5地域支援事業費は、総額で7,541万5千円で、前年度対比149万8千円増額の計上をいたしております。

主な内容といたしましては、21ページから22ページにかけての項1介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援認定者とチェックリスト該当者に対する訪問型・通所型サービス給付費とこれに係るケアマネジメント費用が主なもので、給付実績等から前年度対比47万2千円増の4,817万2千円を計上しております。

23ページにかけての項2一般介護予防事業費は、高齢者の介護予防事業として、地域住民グループ支援事業や各種健康づくりに係る事業経費等306万円を計上いたしました。

また、25ページにかけての項3包括的支援事業・任意事業費は、高齢者に関する総合相談窓口であります地域包括支援センター業務に係る人件費のほか、住み慣れた地域で高齢者を包括的に支援するための任意事業費等の経費2,418万3千円を計上しております。

以上で、令和8年度坂城町介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（中嶋君） 次に、議案第13号「令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」詳細説明を求めます。

福祉健康課長（鳴海さん） 議案第13号「令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、県内全市町村で構成する長野県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しており、市町村が行う業務として、徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合への納付及び各種手続に係る必要な予算を計上するものでございます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ3億4,032万1千円とするもので、前年度当初予算と比較して4,476万円、15.1%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。款1後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療広域連合の算定によるもので、8年度から始まる子ども・子育て支援金が保険料と合わせ徴収されるもので、目1特別徴収保険料につきましては1億8,062万1千円、目2普通徴収保険料は9,313万1千円で、総額では前年度より3,672万6千円増の2億7,375万2千円を見込んでおります。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金につきましても広域連合の算定によるもので、保険料軽減に係る公費負担分として、6,159万4千円を見込んでおります。

続きまして、5ページになります。歳出について申し上げます。

款1総務費は、保険料に係る通知等の印刷製本や通信運搬など事務的経費を計上してございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金と合わせて医療広域連合へ納付するもので、前年度対比4,305万2千円増の3億3,534万7千円を計上いたしております。

以上で、令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（中嶋君） ご苦労さまでした。

引き続きまして、次に、議案第14号「令和8年度坂城町下水道事業会計予算について」詳細説明を求めます。

建設課長（高橋君） 議案第14号「令和8年度坂城町下水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

まず、予算書1ページです。

第2条業務の予定量につきましては、こちらに記載のとおりとなっておりますが、主な建設改良事業といたしましては、令和7年度から着手しております葛尾組合及び坂城インター工業団地周辺の管路整備に加え、重要幹線に位置づけられている既設管路等の耐震診断業務を実施してまいります。

続いて、第3条収益的収入及び支出につきましては、主に下水道事業の維持管理、業務運営に係る経費となっており、下水道事業収益5億9,611万5千円、下水道事業費用5億8,340万円を計上いたしております。

続きまして、2ページにかけての第4条資本的収入及び支出につきましては、主に管渠工事などの建設投資に係る経費となっており、資本的収入2億1,970万円、資本的支出4億7,925万円を計上いたしております。

それでは詳細につきまして、予算に関する説明書、黄色の中表紙でございますが、こちらをおめくりいただきまして、まず1ページ、下水道事業会計予算実施計画書から収益的収入及び支出の主なものについてご説明申し上げます。

初めに、収益的収入から。款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料にて下水道使用料を計上いたしました。項2営業外収益、目1他会計負担金は、一般会計からの繰入金を計上いたしました。

目2補助金は、管渠等の耐震詳細診断業務の事業費に対する交付金でございます。

目3長期前受金戻入は、過年度既に受け入れている国及び県からの補助金や受益者負担金を計上いたしました。

続きまして、収益的支出の主なものでございます。款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費は、管渠等耐震詳細診断業務に伴う委託料や下水道施設の修繕費が主なものでございます。

目2総係費は、職員の人件費のほか下水道使用料及び受益者負担金の賦課徴収業務に伴うシス

テム使用料や保守料が主なものでございます。

目3 流域下水道管理運営費負担金は、千曲川流域下水道上流処理区への維持管理に伴う負担金でございます。

目4 減価償却費は、管渠などの構築物やポンプなどの機械及び装置の有形固定資産と、流域下水道施設利用権の無形固定資産に伴う減価償却費でございます。

項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費、こちらは企業債利子分の償還金でございます。

続きまして、2ページ、資本的収入及び支出について。こちらにも主なものについて申し上げます。

初めに、資本的収入から。款1 資本的収入、項1 企業債、目1 建設改良等企業債は、公共下水道事業及び流域下水道事業費負担金に係る事業費分の企業債を計上しております。

項2 補助金、目1 国庫補助金は、管渠工事や設計・施工監理などの事業費に対する交付金でございます。

項3 負担金等、目1 受益者負担金は、下水道の建設費の一部を受益者の皆様にご負担いただいている受益者負担金を計上しております。

続きまして、資本的支出の主なものでございます。款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 補助事業建設改良費は、補助対象となる管渠工事、設計施工監理業務委託などがございます。

目2 単独事業建設改良費は、補助対象事業に付随する単独事業や個人宅への新規取り出し、既設水道管移設補償などがございます。

目3 流域下水道建設負担金は、千曲川流域下水道上流処理区の処理場の施設整備などに係る負担金でございます。

項3 企業債償還金、目1 建設改良等企業債償還金は、企業債元金分の償還金でございます。

以上で、令和8年度坂城町下水道事業会計予算の詳細説明を終わります。

議長（中嶋君） 以上で、各課長等による詳細説明が終わりました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月3日から3月8日までの6日間は、議案調査のため休会にしたいと思います。

ご異議ありますか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。

よって、明日3月3日から3月8日までの6日間は、議案調査等のため休会とすることに決定をいたしました。

次回は3月9日の午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

(散会 午後 2時32分)

